

事 務 連 絡
平成 29 年 11 月 10 日

一般社団法人岩手県医師会長
一般社団法人岩手県歯科医師会長
一般社団法人岩手県薬剤師会長

} 様

岩手県保健福祉部健康国保課総括課長

平成 30 年 1 月以降の東日本大震災津波により被災した被保険者等
に対する一部負担金免除措置の延長について

日頃、国民健康保険及び後期高齢者医療制度の円滑な実施について、御協力いただきありがとうございます。

さて、東日本大震災津波により被災した方を対象とした一部負担金の免除措置については、県内の市町村国民健康保険者及び後期高齢者医療広域連合において、平成 29 年 12 月末まで実施しているところですが、この免除措置を平成 30 年 12 月末まで延長する予定としております。

つきましては、別添のとおり各医療機関あて通知しましたので、貴会におかれましても、会員あて周知いただきますようお願いいたします。

担 当：国保担当 湊

電 話：019-629-5479

メー ル：T-minato@pref.iwate.jp